

西宮教育の推進方針について

教育委員会にとって最も重要な任務が、その自治体における教育行政の方向性を示すことです。それに基づいて予算や制度が整備され、各学校園において教育活動が実践されます。その意味において、この「西宮教育の推進方針」は西宮市教育委員会が示す文書の中でも、最も重要なものとして位置づけられます。

全国的な教育の方針は教育振興基本計画や学習指導要領などで、兵庫県の教育方針は「ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」などで示されています。では、西宮市でもそれらをコピー・アンド・ペーストして、教育活動を行えばよいのかと言えば、そのようなことはあり得ません。なぜならば、全国・全県的な状況と西宮市の状況を比較すれば、異なるものも多々あるからです。

西宮市での現状から、成果と課題を把握し、成果は更に発展させる方向で、課題は原因を探り改善を図る方向で進めていく必要があります。

そこで、国や県の動き、西宮市における成果と課題などを踏まえ、西宮市における今後の教育の方向性を示すものとして「西宮教育の推進方針」及び「西宮教育推進の方向」を策定しております。

主な読者として想定しているのは、各学校の教職員や保護者の方々です。全体をぜひ一読し、この方向性を踏まえて、日々の教育活動や家庭教育を実践していただきたいと願っています。ただし、これらを全て読むことは難しい状況もあると思います。そのため、前半の「西宮教育の推進方針」については、できるだけ簡略に、分かりやすいように作成をしました。この部分についてはまずは一読いただき、更に詳しいことを知りたい際には後半の「学校教育・青少年育成」をご参照いただきたいと思います。

「教育に正解は無い」とよく言われます。虐待や人権無視など、明らかにどの子供にとっても不正解な教育はありますが、どの子供にも当てはまる正解の教育はありません。そのため、一律の教育を全ての子供に押し付けることは不適切です。一方で、普遍的な正解の教育が無いからといって、より良い教育を追い求めて実践しないこともまた、不適切です。できるだけ多くの子供にとって効果のある教育を追求して実践しつつ、個々の子供の状況を踏まえて個別の支援もしていくことが、学校や家庭での教育の両輪と考えます。「西宮教育の推進方針」は主に前者を記載しているものであり、個々の子供への支援は、子供の実態が良く分かっている各教職員や保護者の方々の出番です。

「西宮教育の推進方針」が、教育委員会と教職員や保護者の方々とが連携して、西宮市の子供たちに対してより良い教育を提供できることにつながる架け橋となることを願っております。

西宮市教育委員会 教育長
藤岡 謙一

目 次

第5次西宮市総合計画の施策体系に準じて、全体を構成しています。

* これからの西宮教育

◇ 西宮市における「教育振興基本計画」	1
◇ 西宮市教育大綱	3
◇ 令和7年度（2025年度）西宮教育の推進方針	5
◇ 令和7年度（2025年度）西宮市施政方針（抜粋）	20
◇ 令和7年度（2025年度）西宮市教育委員会 主要な事業等の概要	23
◇ 学校教育	29
I 学 校 教 育 推 進 の 目 標	30
II 学 校 教 育 推 進 の 重 点	33
1 子供の育ちのためにつながる	
(1) 子供や地域の実態を踏まえた学校経営	34
(2) 家庭・地域との連携・協働の推進	36
(3) つながりによる教育の推進	37
2 「生きる力」をはぐくむ	
(1) 確かな学力の育成	38
(2) 外国語教育の推進	40
(3) 情報活用能力の育成	41
(4) キャリア教育の推進	42
(5) 幼児教育の推進	44
(6) 魅力ある高校づくりの推進	47
(7) 特別支援教育の推進	48
(8) 健康教育の推進	50
(9) 防災教育の推進	51
(10) 道徳教育の推進	52
(11) 人権教育の推進	53
(12) 体力・運動能力の向上	55
3 子供の育ちをささえる	
(1) 不登校の子供への支援の充実	57
(2) 生徒指導の充実	59
(3) 安全体制の構築	60

(4) 「食」の安全確立と食育推進	61
(5) 教職員の資質・能力の向上	62
(6) 校内研究の推進	63
(7) 業務改善による教育活動の充実	64
(8) 計画的・効率的な学校園施設の整備	65
特集 1人1台端末環境を基盤とした授業改善	66
III 令和7年度(2025年度)現職教育一覧	68
IV にしのみや 学校評価ガイドライン	71
資料 学校文化の拠点となる学校図書館	75
資料 西宮が目指す教育の情報化	76
資料 教育支援センター「あすなろ」	77
資料 主な相談機関Ⅰ(西宮市)	78
主な相談機関Ⅱ(兵庫県・民間)	79
◇ 青少年育成	80
1 青少年健全育成体制の充実	
(1) 学校・家庭・地域との連携	81
2 家庭・地域の教育力の向上	
(1) 地域の教育力の向上	83
(2) 家庭教育の支援体制の充実	85
3 留守家庭・放課後等の児童育成	
(1) 放課後の子供の育ちの支援	87
資料 家庭教育への提唱	89
◇ 資料	90
1 西宮市民憲章	
2 都市宣言	
安全都市宣言 文教住宅都市宣言	
平和非核都市宣言 西宮市環境学習都市宣言	
環境学習都市宣言(こども版行動憲章)	
3 「西宮市生涯学習推進計画(令和3年度～令和12年度)」の概要	
4 「第2次西宮市人権教育・啓発に関する基本計画」の概要	
◇ 年間行事計画	100



西宮市における「教育振興基本計画」

◇西宮市における「教育振興基本計画」について

平成 20 年 7 月、政府は教育基本法(平成 18 年 12 月改正)第 17 条に基づき、教育の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための教育振興基本計画を閣議決定しました。また、平成 25 年 6 月には第 2 期教育振興基本計画、平成 30 年 6 月には第 3 期教育振興基本計画、令和 5 年 6 月には第 4 期教育振興基本計画を閣議決定しました。

同法では、地方公共団体においても、国の計画を参酌して「教育振興基本計画」を策定するよう努めることとされており、兵庫県では第 3 期ひょうご教育創造プラン(兵庫県教育基本計画)を策定、計画の対象期間は平成 31 年度から 5 年間となっています。

一方、西宮市では、平成 31 年 4 月からの長期的なまちづくりの基本的方向と事業・施策を体系的に示す指針となる、第 5 次西宮市総合計画(以下「総合計画」という。)が策定されました。

この総合計画は、教育基本法が求める「教育振興基本計画」の内容を包括しており、計画スパンとしても、10 年後に社会情勢の変化や各施策の進捗状況等を検証した上で見直すことから、本市における「教育振興基本計画」としてふさわしいものと考えています。

また、策定上の手続きとして、市民アンケートや団体からの意見聴取、パブリックコメント、地域別説明会等を経ており、以上のことから、本市では、総合計画の教育委員会所管分野を、西宮市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画(いわゆる「教育振興基本計画」と位置付けています。

教育委員会では、総合計画の策定に合わせて、平成 31 年 4 月より、その目標である「未来を拓く 文教住宅都市・西宮～憩い、学び、つながりのある美しいまち～」のもと、西宮教育推進の理念である「夢はぐくむ教育のまち西宮」を目標に、教育の振興に取り組んでいるところです。

なお、各教育施策は、毎年作成している「実施計画」「西宮教育の推進方針」「西宮教育推進の方向」等によって具体化し、「教育に関する事務の点検及び評価」により、その進捗状況の確認と点検・評価を行い、目標の達成と更なる課題解決に努めています。

<全庁的な生涯学習推進体制の構築>

令和 2 年度(2020 年度)に産業文化局に生涯学習部を設置し、同部に教育委員会事務局から社会教育課を移管し、生涯学習企画課としました。令和 3 年度(2021 年度)は、今後 10 年間の本市の取り組むべき生涯学習推進の方向性を示す「西宮市生涯学習推進計画」を改定し、図書館、公民館、郷土資料館についても市長事務部局へ移管しました。これにより、市長を中心とした全庁的な生涯学習推進体制を確立し、市長と教育委員会が連携を密にして、学校教育を含む各教育施策の連携強化、生涯学習関連事業の効率化、社会教育施設、文化施設等を含む複合施設のあり方の見直しなどに取り組んでいます。

西宮市における「教育振興基本計画」

総合計画の「基本計画」に記載された項目のうち、教育委員会が所管し推進する政策、施策、取り組み内容が西宮市における「教育振興基本計画」となります。第5次西宮市総合計画の「基本計画」は前期5年及び後期5年で構成されており、令和6年度から令和10年度は、後期基本計画の計画期間となっています。

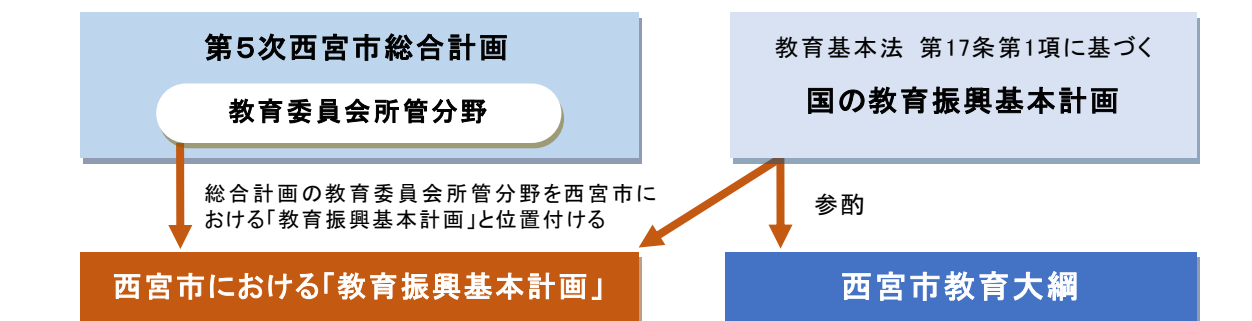
事務局及び各教育機関は、各取組内容の位置付けとその意義の理解に努めて業務遂行にあたっています。

政 策	子供・教育
-----	-------

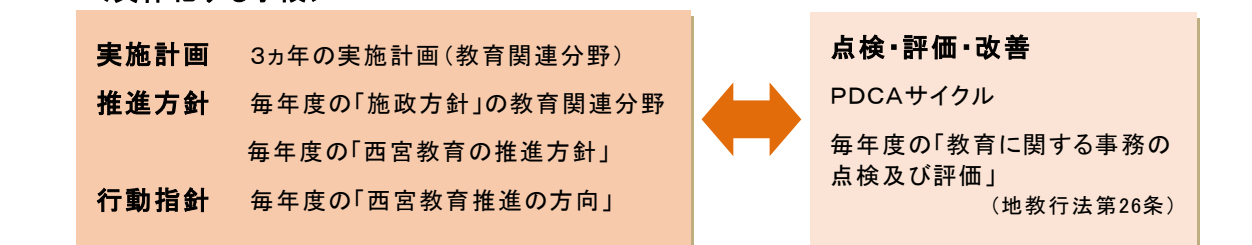
施策	目的	取組み内容	
子供・子育て支援	子供一人ひとりが健やかに育ち、安心して子供を生み育てることができるまちをつくる	学校教育	乳幼児期の教育・保育環境の充実
学校教育	子供が夢を抱き、夢に向かって挑戦できる教育や、学校・家庭・地域との連携等を推進する		教育環境の整備 幼稚園・小学校・中学校教育の充実 高等学校教育の充実 特別支援教育の充実 学校生活の安全・安心 心や体の育ちを支える教育活動の充実 教職員の力量向上と勤務時間の適正化 計画的・効率的な学校園施設の整備
青少年育成	学校・家庭・地域が連携し、地域で子供を育む社会をつくる	青少年育成	青少年健全育成体制の充実 家庭・地域の教育力の向上 留守家庭・放課後等の児童育成

※第5次西宮市総合計画は、西宮市ホームページのほか、公共図書館等で閲覧可能です。

【西宮市における「教育振興基本計画」と「教育大綱」について】



＜具体化する手段＞



西宮市教育大綱

豊かな自然と伝統に恵まれた文教住宅都市・西宮では、「夢はぐくむ教育のまち」の理念の下、いまを生き、そして未来の主役である子供が、確かな学力、豊かな心、健康・体力という「生きる力」を育み、それぞれの夢の実現をめざしてきました。このような西宮の教育の大切な部分はこれからも変わることはありません。

子供は、学校だけではなく、地域でのさまざまな体験を通して、見識を深め、主体的に多くの人と交流するなか、お互いを認め合い、育っていく存在です。そのためにも、大人は一人ひとりの子供をかけがえのない存在として、愛情と敬意と寛容さをもって接し、慈しむことがとても大切です。

私たちを取り巻く世界は、技術革新が進む一方で、社会・環境も大きく変化し、将来予測が困難な時代を迎えています。このような時代だからこそ、一人ひとりが努力を積み重ね、知恵を出し合い、さまざまな人たちと力をあわせ、人間ならではの感性や想像力を活かし、未来を切り拓いていくことが求められています。

私たちは、このような視点に立ち、一人ひとりを大切にしながら、たくましさとしなやかさをもち、未来の西宮、未来の世界に向かって生きる人間を育てるまちをめざします。

第一に、市民一人ひとりが個人として尊重され、乳幼児期から家庭や地域の温かい見守りと信頼の中で、思いやりと自分を大切にする気持ち、自立心を育むまちであること。

第二に、市民一人ひとりが自分らしい形で社会の中で共に生き、コミュニケーションをとり、支え合いながら、それぞれの役割と居場所が見つけられるまちであること。

第三に、市民一人ひとりがおかれた環境や状況などに関わりなく、必要とする教育を受ける機会とそのために必要な支援を受けられるまちであること。

第四に、市民一人ひとりが乳幼児期から質の高い教育・保育を受け、その後の学校での各教科等の学習や、豊かな体験活動を通して、生きる力を培っていけるまちであること。

第五に、市民一人ひとりが生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学び続け、その成果を適切に生かすことを通じて、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるようなまちであること。

「夢はぐくむ教育のまち」をめざす西宮市は、子供と大人に対してそれぞれ共にめざしたい姿をここに示し、これを今後の教育・子供施策の礎とします。

【西宮の子供たちへ】

- ① 自分自身を信じて、新しいことや自分の目標に挑戦する勇気を持ちましょう。
- ② やってみてうまくいかないときも、落ち着いて、そこからどうすればいいか考えましょう。
- ③ 広い視野で物事を捉え、自分の言葉で自分の考えを表現しましょう。
- ④ 一人ひとりのさまざまな考え方や価値観を認め合い、大切にしましょう。
- ⑤ 私たち一人ひとりの気持ちや行動が社会をつくることを意識し、社会の一員として思いやりを持ち、行動しましょう。
- ⑥ 私たちが暮らす西宮や日本の自然や伝統文化に親しみ、ふるさとへの誇りを持ちましょう。
- ⑦ 規則正しい健康的な生活を心がけ、楽しく遊び、いろいろな体験をしてみましょう。

【西宮の大人たちへ】

- ① 子供の興味や意欲に気付き、それを深めたり挑戦したりすることを応援し、見守りましょう。
- ② 子供の挑戦がうまくいかないときもそれを受け止め、子供の判断を尊重し、共に考える姿勢を持ちましょう。
- ③ 自分の期待や特定の考え方を押しつけず、子供の話にじっくり耳を傾けましょう。
- ④ さまざまな文化や価値観を持つ人との出会いやそこから得られる気付きを大切にし、違いを認め合える社会づくりを進めましょう。
- ⑤ 社会の一員として、何ができるかを考え、行動し、子供の模範となるよう心がけましょう。
- ⑥ 子供が過ごし、育つ地域や日本の四季や伝統文化を感じられる機会をつくりましょう。
- ⑦ 子供のこころと身体の成長に気を配り、さまざまな体験ができる機会をつくり、共に学び続けましょう。

◇西宮市における「教育大綱」について

平成 27 年 4 月に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針として、市長に大綱の策定が義務付けられました。そこで、これまでの教育理念を再確認し、子供とそれを取り巻く大人の課題を中心にとりまとめたものを大綱と位置付け、**子供を中心としたこれからの教育・子供施策の礎**となるものとして、平成 28 年（2016 年）11 月に教育大綱が策定されました。

その後に実施された新学習指導要領では 2030 年頃の社会のあり方や、その先を見通した姿を想定しており、大綱も同様に新しい時代へ対応するとともに、知・徳・体のバランスのとれた学校教育や、地域社会との関わり、生涯学習など、教育行政における幅広い目配りが必要となることから、令和 3 年（2021 年）3 月に教育大綱が改定されました。

令和7年度(2025年度)西宮教育の推進方針

西宮市教育委員会は、市のまちづくりの目標である「未来を拓く 文教住宅都市・西宮～憩い、学び、つながりのある美しいまち～」を実現するために、「夢はぐくむ教育のまち西宮」を教育推進の理念に掲げ、西宮教育の振興に取り組んでいます。

教育の推進にあたっては、基本的人権尊重の精神を根幹とし、自然との出会い、社会との出会い、そして人との出会いにより織りなされる成長と学びを大切にします。更に、学校や社会での学びに対する関心意欲を高め、一人一人が志を持ち可能性を開花させていく創造的な営みも大切にします。

1 はじめに

令和5年6月に閣議決定された「第4期教育振興基本計画」においては、コンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差した*ウェルビーイングの向上」が掲げられ、5つの基本の方針と16の教育政策の目標、基本施策及び指標が示されています。

本市においても、国の計画を参酌して策定した「第5次西宮市総合計画」の教育委員会所管分野を西宮市における「教育振興基本計画」と位置付け、令和10年度までを計画期間とする後期基本計画に基づき、教育の振興に取り組めます。

令和6年度においては、「学校・家庭・地域が一体となった教育の推進」、「特別支援教育をはじめとする子供一人一人に寄り添う教育の充実」、「いじめや不登校などの課題への対応の充実」、「幼児教育と小学校教育との接続の充実」の4つをはじめとした教育課題への対応を図り、教育環境の充実に取り組ましました。令和7年度においても、次項「2 新年度の主要な施策・事業」のとおり教育課題への対応を図り、教育環境の充実に引き続き取り組めます。

《*ウェルビーイング … 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義等、将来にわたる持続的な幸福を含む。また、個人のみにならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。》

2 新年度の主要な施策・事業

(1) 子供・子育て支援

① 乳幼児期の教育・保育環境の充実

【基本的な方向性】

- ・ 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるため、全ての幼児に質の高い教育・保育の機会を確保することが求められます。
- ・ 家庭における就労状況の変化などを踏まえ、家庭や地域の状況に関わらず、全ての子供が格差なく質の高い学びを享受できるよう、公立幼稚園の認定こども園への移行を進めていきます。
- ・ 新たに設置される公立認定こども園においては、公立幼稚園で培ってきた成果を継承、発展させるとともに、新たに設置される幼児教育・保育センターとも緊密に連携し、公私幼保の関係者とも協力しながら、就学前から就学後に切れ目なくつながるより良い幼児教育・保育を目指し、地域全体の幼児教育・保育の質の向上の拠点としての役割を果たしていきます。

【現状と課題】

- ・ 10年前から公立幼稚園の園児数が3分の1以下となる一方で、支援を必要とする子どもの受け入れが6割以上増加しています。
- ・ 公立園の再編により、幼保連携型認定こども園への移行が示されるなど、大きく環境が変化し

ます。その中で、質の高い幼児教育の継承とともに、公立園での研究成果を他の幼児教育施設や地域へ発信していくことが求められています。

【取組内容】

- ・令和5年に策定した「西宮市幼児教育・保育のあり方」に基づき、そのアクションプランとして、各ブロックにおける公立幼稚園・保育所の再編計画等を順次、策定・公表してきました。令和6年11月のアクションプラン[part3]をもって、市内全ブロックの再編計画等の策定が完了し、積年の課題であった幼保一元化について、公立幼稚園全園の方向性を示しました。
- ・令和7年には、最初の公立認定こども園が開園するとともに、新たに幼児教育・保育センターを設置し、全市的な幼児教育・保育の質の向上に取り組んでいきます。
- ・地域の拠点として、年々増加傾向にある特別な支援が必要な児童や要保護児童への対応等、多様な教育的ニーズに対応する拠点としての役割も果たすとともに、地域、保護者や各関係機関に対しても、近隣の子育て支援施設への保育公開や情報提供を行うとともに、地域における幼児期の教育の研修機会を提供するなどの取組を継続していきます。

（２）学校教育

① 教育環境の整備

【基本的な方向性】

- ・児童生徒数の推計に基づき、適正な教育環境の維持に努めるとともに、教育効果を高めるために小中一貫教育等の密接な校種間接続を進めます。

【現状と課題】

- ・長期的に少子化が進む中、教育の効果をより高め、維持発展させるためには、将来の各校の児童生徒数の推移を踏まえつつ、学校の適正規模・適正配置を含めた教育上の諸課題について考えていくことが必要です。
- ・令和2年4月に開校した西宮市立総合教育センター附属西宮浜義務教育学校は、地元の児童生徒数が減少傾向にあることから、校区外からの就学を可能とする「通学区域特認校」制度を採用し、全市域から児童生徒の募集を行っています。

【取組内容】

- ・令和6年度は、市内学校を取り巻く状況について、将来人口推計や他市との比較などを踏まえ、「今後の人口動向を見据えた学校のあり方について」と題し、今後の人口動向の変化と学校にもたらしうる影響について総合教育会議で説明を行いました。
- ・令和7年度は、各校の児童生徒数の推移を踏まえ、学校の適正規模・適正配置等のあり方の検討に継続して取り組みます。
- ・西宮市立総合教育センター附属西宮浜義務教育学校については、今後も市政ニュースやホームページなどを利用した広報のほか、学校説明会の開催等、広く市民への周知に努めていきます。

② 幼児教育・小学校・中学校教育の充実

ア 幼児教育

【基本的な方向性】

- ・幼児教育は、人生における教育のスタートとして発達や学びの連続性を大切にしながら、一人一人の良さと可能性を引き出す教育・保育を実現することが求められます。
- ・令和4年に策定した「西宮市幼児教育・保育ビジョン」は、質の高い幼児教育・保育を実現していくうえで、大切にしたいことを公私幼保の関係者で共有するものであり、今後もビジョンの理念を踏まえ、自発的な活動としての遊びを通して資質・能力をはぐくむという学びの過程

を繰り返すことを大切にしていきます。

- ・幼児教育・保育は、その後の学校教育全体の生活や学習の基盤を培う役割を担っており、子供の成長を切れ目なく支えるためには、幼保小が円滑な接続を意識しながら、教育内容を工夫していくことが大切です。幼児教育・保育において培った資質・能力をその後の学びへと接続できるよう、幼児期及び幼保小接続期の教育の充実を図ります。

【現状と課題】

- ・西宮市においては、昭和36年から幼稚園や保育所と小学校との接続を進めるため、相互理解を図り、研究を進めてきました。平成16年以降、全市を12ブロックに分け、毎年9回に渡り公私立の幼稚園や保育所、認定こども園と小学校とが地域における連携、協力体制を確立し、教育・保育の質の高まりを目指し、育ちと学びをつなぐために連携推進委員会をはじめ、諸会議や研修、交流などに取り組んできました。特に公立幼稚園は公教育の始点として、均質的な保育の質の向上を図りながら、小学校との円滑な接続期の教育を進めてきました。
- ・しかし、小学校教育に比して幼児教育では、はぐくみたい資質・能力は曖昧で捉えにくいことから、幼保小の接続が十分になされていませんでした。

【取組内容】

- ・令和6年度は、遊びを通した学びを言語化し、可視化することに注力してきました。
 - ・令和7年度は、公立園は、幼児教育・保育センターとともに、本市がこれまで実施してきた西宮市幼稚園・保育所・認定こども園・小学校連携推進事業「つながり」について継続、発展させていきます。
- また、文部科学省が策定した「幼保小の架け橋プログラム」の推進を図り、学習の基礎をはぐくみ、小学校以降の各教科の学習へどのようにつながっていくのかを具体化できるよう研究及び実践を進めます。

イ 教科指導

【基本的な方向性】

- ・各教科等の指導においては、「主体的・対話的で深い学び」を目指し、各校や担当者会等で研究を進めます。
- ・学習評価については、評価結果が評価の対象である児童生徒の資質・能力を適切に反映しているものであるという妥当性や信頼性を確保していきます。また、児童生徒の学習状況の把握を通して、指導の改善に生かすという指導と評価の一体化を図る中で、児童生徒一人一人のつまずきや伸びについて指導経過で評価する形成的な評価を行います。

【現状と課題】

- ・学習評価については、観点を整理（知識・技能、思考・判断・表現、主体的に学習に取り組む態度）するとともに、単元や題材のまとまりでの評価活動、パフォーマンス評価等の研究を進める必要があります。
- ・学習評価が子供の学びの評価のみにとどまらず、教育課程や学習・指導方法の改善・発展にもつながるよう、カリキュラム・マネジメントの一環としての研究を進め、教育活動の質の向上を図ることが求められています。

【取組内容】

- ・令和6年度は学校教科用図書の採択による中学校、義務教育学校後期課程教科用図書の採択変えを受け、中学校・義務教育学校後期課程の評価規準表を改訂しました。
- ・令和7年度はこの評価規準表を授業実践の中で活用し、より質の高い、深い学びの実現を目指します。

ウ 外国語教育

【基本的な方向性】

- ・外国語教育では、小学校3・4年生の外国語活動と5年生から中学生にわたる外国語科の教育の充実を図り、特に学びの連続性を踏まえた教育課程、学習指導及び学習評価について研究を進めています。

【現状と課題】

- ・外国語の授業では、コミュニケーション活動が大きな役割を果たすため、児童生徒と教員、児童生徒同士の活動を積極的に取り入れています。しかし、授業での取組み以外に、実際に外国語を使う機会が不足していることが大きな課題となっています。

【取組内容】

- ・令和6年度はデジタル教材やオンライン等のICT機器を活用した活動を重視し、その取組事例を市内に発信しました。
- ・令和7年度は国際交流の一環として、海外の教室とオンラインで繋ぎ、事前に練習したプレゼンテーションを披露したり、少人数のグループに分かれて即興のやりとりによる交流をしたりするなど、外国語によるコミュニケーション能力の育成を更に推進していきます。

エ ICT

【基本的な方向性】

- ・GIGAスクール構想に基づき、これまでの教育実践と最先端のICTのベストミックスを図り、学習指導要領の着実な実施に努めます。また、1人1台端末の「普段使い」による教育活動を支援します。

【現状と課題】

- ・リーディングDXスクール事業指定校では先進的な事例を発信し、1人1台端末の活用が進む一方で、端末平均起動回数が1日1回を下回る学校が半数以上あり、学校間でのICT活用に差が生じているといった課題があります。
- ・端末の起動に時間を要するといった課題もあり、端末やネットワーク環境の改善も進めていく必要があります。

【取組内容】

- ・令和6年度は文部科学省指定リーディングDXスクール事業の指定校を上ヶ原小学校と甲陵中学校に定め、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、本市のICT活用推進モデルを示しました。指定校では情報活用能力の育成方法を模索して研究発表会等を通して先進的な事例を多数発信しました。
- ・令和7年度は多様な子供たちを誰一人取り残すことなく子供たち一人一人に個別最適化され、創造性を育む学校教育が実現できるよう1人1台端末の「普段使い」による教育活動を引き続き支援するとともに、ICT環境整備等を推進します。

オ こころん・サーモ

【基本的な方向性】

- ・西宮市教育委員会と武庫川女子大学が共同開発した、児童生徒の心理状態チェックシステム「こころん・サーモ」を活用し、児童生徒の心の理解に努めます。

【現状と課題】

- ・研究グループ「こころの教育」の研究員を中心に大学と連携し、活用方法の研究を進めています。

す。児童生徒理解や不登校等の未然防止を推進するためにも、その研究の成果を広く発信していくことが求められています。

【取組内容】

- ・令和6年度は研究グループ「こころの教育」において大学研究室からの助言のもと、エビデンスにもとづいた有効な指導方法について、分析や研究を行いました。
- ・令和7年度は「こころん・サーモ」の活用を更に推進するため、大学との連携のもとガイドブックの作成を進めます。

カ 全国学力・学習状況調査

【基本的な方向性】

- ・児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、課題の改善を図るとともに、各校において自校の結果分析のもと校内研修会等で課題を共有し、指導の充実や学習改善等に役立てます。

【現状と課題】

- ・学力調査結果説明会の提供資料や校内での分析結果をもとに、児童生徒の実態に応じた授業改善を行い、主体的・対話的で深い学びを実現していくことが求められています。

【取組内容】

- ・令和6年度は平均正答率や観点ごとの結果を分析するとともに、授業改善のアイデアについて動画にまとめ各校へ活用しています。
- ・令和7年度は1人1台端末を使用した新たな調査が一部に導入されます。これらを有効に活用し分析することで、児童生徒一人一人の学習状況や学習指導の改善・充実を図ります。

③ 高等学校教育の充実

【基本的な方向性】

- ・市立高等学校が20年後、30年後の社会像を見据えた特色・魅力ある教育を行うために、その存在意義や社会的役割、目指す学校像を「スクール・ミッション」として明確化し、その具現化のために各校が策定した「スクール・ポリシー」をもとに、学習指導、生徒指導、部活動指導をバランス良く充実させます。

【現状と課題】

- ・学習指導要領の趣旨を踏まえ、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善や多面的・多角的な学習評価の推進、大学入試改革への対応に向けた取組みが求められています。
- ・生徒会や部活動等による地域貢献活動を活性化、成年年齢引き下げに対応する主権者教育や消費者教育の充実等、社会とのつながりを意識した教育を進めなければなりません。
- ・地元の自治体や産業界、社会教育機関、地域のNPO法人等の多様な主体との連携・協働体制を構築するとともに、他の高等学校や高等教育機関等の関係機関との連携・協働を図ることで、特色・魅力ある教育を行うことが求められています。
- ・新時代に対応した高等学校教育のあり方として、*STEAM教育等の教科横断的な学習を推進するカリキュラムを検討し、実社会における問題発見・解決力を備えた人材の育成に努める必要があります。

【取組内容】

- ・令和6年度は「市立高等学校パワーアップ事業」や「特設講座・学校開放講座」等により、先端研究を進めている大学、高度な専門性を持つ機関や企業等から学ぶ機会を提供するなど、生徒の期待に応える市立高等学校の特色化・魅力化を図りました。
- ・西宮東高等学校では、文部科学省より新時代に対応した普通科の改革等が示されたことに伴い、

生徒の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するために普通科新学科（科学探究科・社会探究科）開設に向けての準備や調整等を進めてまいりました。

- ・西宮高等学校では、*SSH の指定Ⅰ期2年目として、最先端技術研修の内容を深化させるとともに、西宮市立総合教育センター附属西宮浜義務教育学校との小中高連携等の充実を図りました。
- ・令和7年度は引き続き「市立高等学校パワーアップ事業」や「特設講座・学校開放講座」等を推進し、市立高等学校の更なる特色化・魅力化を推進し、現代的な諸課題に対応するために必要な資質・能力の育成に向けた学びを実現します。
- ・西宮東高等学校では、令和7年度より普通科新学科（科学探究科・社会探究科）を開設し、特色ある探究活動の充実を図ります。*SSH の指定Ⅰ期3年目となる西宮高等学校では、小中高連携等を通じて、西宮の児童・生徒の科学教育に貢献するとともに、先進的な理数系教育を基本とした国際的な科学技術人材の育成を目指します。
- ・義務教育段階で学習者用端末がスタンダードな学習ツールとなったことを踏まえ、高等学校段階においても、個別最適な学びと協働的な学びが実現されるよう、ICT 環境を基盤とした先端技術を活用するため、学習者用端末の更なる効果的な活用を目指します。

《*STEAM 教育 … 各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かす教科横断的な教育》

《*SSH … Super Science High School の略。文部科学省より指定》

④ 特別支援教育の充実

【基本的な方向性】

- ・特別支援教育では、共生社会の形成を目指して、インクルーシブ教育システム構築に向けた取組を推進します。
- ・すべての教員が特別支援教育に関する一定の知識・技能を有し、多様な学びの場において継続的な教育支援が行えるよう努めます。

【現状と課題】

- ・年間の就学相談件数は 500 件を超え、特別支援学級に入級する児童生徒数は3年連続で約 100 名ずつ増加しており、令和7年度は小学校・中学校、合計で 1,200 名を超える見込みです。早期より校種間で引継ぎ等を行い、個別の教育支援計画をもとに、合理的配慮等がスムーズに実施されることが必要となります。
- ・校内では支援が必要な子供に対し、支援を必要とする場面で適切に支援が実施されるように校園内委員会を中心に組織的な体制を構築し、継続的な運用が求められています。

【取組内容】

- ・令和6年度は通級による指導を希望する児童生徒の増加傾向を鑑み、学校生活支援教員を 29 人から 31 人に増員しました。また、生活介助等が必要な児童生徒への支援として介助支援員も 42 人から 44 人に増員し、更に医療的ケアの支援に対しては看護師等を派遣するなど、基礎的環境整備に努めました。
- ・教職員の専門性の向上については、こども未来センター等と連携し、すべての教職員が特別支援教育に関する理解を深め、専門性を高めるとともに、実践的な指導力の向上を図るための研修を実施しています。
- ・特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任をはじめ特別支援教育に関わる教職員を対象に研修を行いました。専門家による講義や他校園の実践から学ぶ機会を持つことで、子供の発達障害についての理解が深まり、日々の教育活動に生かしたり、関係機関等の支援につなげたりする意識も高まっています。

- ・令和7年度は新小学1年生への就学ガイダンスを前年度の2月に実施し、就学相談を4月から開始することにより、早期からの連携・引継ぎをより一層行うように努めます。
- ・引き続き支援が必要な児童生徒の増加が予想されることから、校内における支援体制の整備・強化に努めます。
- ・特別支援学校だけではなく、地域の学校園においても医療的ケアの必要な児童生徒が増加しているため、巡回看護師と西宮支援学校の看護師が協働することで地域の学校園の支援に当たります。更に、医療的ケア指導医や指導的看護師を配置し、支援体制の強化を図っていきます。
- ・西宮支援学校においては、特別支援教育のセンター的機能の更なる充実を目指すとともに、障害の状態に配慮された環境の中でICT機器を活用し、学習活動も充実させました。令和7年度よりその取組を地域の学校園に発信し、ICT機器の活用を推進していきます。
- ・教職員の専門性の向上については、こども未来センター等と連携し、すべての教職員が特別支援教育に関する理解を深め、専門性を高めるとともに、実践的な指導力の向上を図るための研修を実施しています。
- ・令和6年度は、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任をはじめ特別支援教育に関わる教職員を対象に研修を行いました。専門家による講義や他校園の実践から学ぶ機会を持つことで、子供の発達障害についての理解が深まり、日々の教育活動に生かしたり、関係機関等の支援につなげたりする意識も高まっています。
- ・令和7年度は、通常学級においても一人一人の教育的ニーズに応じた教育が行われ、特別支援教育の充実に取り組んでいくため、多くの教職員が特別支援教育について学び、主体的に参加できる研修を計画しています。

⑤ 学校生活の安全・安心

【基本的な方向性】

- ・生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことであるとの認識に立ち、事案の事後対応に終始することなく、開発的な生徒指導を展開します。
- ・いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、いじめはどの学校にもどの子にも起こり得る人権問題であるとの認識に立ち、いじめを初期の段階から積極的に認知し、早期解決を目指します。
- ・不登校児童生徒に対しては、将来、児童生徒が精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるような、社会的自立を目指した個に応じた支援を行います。あわせて、不登校を生みにくい魅力ある学校づくりを進めます。
- ・学校だけでは解決困難な事案について、学校問題解決支援チームと学校との連携による対応を進めます。
- ・学校給食のアレルギー対応について、食物アレルギーを有する児童生徒が他の児童生徒と同じように給食を楽しめる機会を増やす取組を推進します。
- ・食物アレルギー対応にあたっては、保護者の主体的参加と積極的な情報共有の上に成り立つ取組であることの認識を高め、学校と適切な連携を図り、対応してまいります。

【現状と課題】

- ・児童虐待やいじめ問題、不登校、家庭問題、ヤングケアラー、子供の貧困等、学校だけでは解決困難な事案が、全国的に増加傾向にあり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのニーズが高まっており、更なる連携の強化が求められています。

- ・学校現場において、いじめ認知の感度は年々上がってはいるものの、特に小学校における認知件数の割合は、県や全国平均と大きな差がある状況が続いています。
- ・不登校児童生徒数については、若干の落ち着きは見せ始めているように見えるものの、全体の児童生徒数が減少している中、不登校率にはそれほどの変化は見られない状況にあります。不登校児童生徒の個々の状況は様々であるため、更に個に応じた支援の充実が求められています。
- ・学校給食のアレルギー対応について、全ての児童生徒が同じように給食を楽しむ手段として除去食対応がありますが、現状安全性を最優先とし、除去食対応は卵（うずら卵、マヨネーズ含む）に限定しています。除去食の拡充には学校及び調理場に十分な施設設備が整備されていないことや食物アレルギー対応の調理員の配置等の課題があります。

【取組内容】

- ・令和6年度は特に小学校においていじめ認知の感度を上げる必要があるため、小学校生徒指導担当者会を1回増やし年4回開催し、また各校の校内研修会に指導主事を派遣し、いじめ認知に関する研修を実施しました。
- ・学校で起きた事案への対応について、積極的に弁護士に法律相談を行った他、生徒指導上困難な状況にある学級に、スクールサポーターを派遣し、学校支援を行いました。
- ・不登校児童生徒を支援する教育支援センター「あすなろ」のニーズが高まることに鑑み、各施設において10名ずつ定員を増やしました。
- ・不登校児童生徒支援員にかかる県実施の補助事業を活用し、予算を拡大して居場所サポーター派遣の充実を図りました。
- ・今一度いじめ問題は人権問題であるとの認識を持ち、更に認知件数を上げることで、いじめ事案に対し初期の段階から丁寧かつ組織的に対応できる学校体制づくりを目指します。
- ・不登校については、校内サポートルームの充実、居場所サポーター派遣人数の増員の他、学びの多様化学校の設置に向けた検討等、個の段階やニーズに応じた支援の充実を図るとともに、校則の見直しなど、不登校を生みにくくする魅力ある学校づくりの取組みを進めていきます。
- ・国の方針に基づき、ヤングケアラーについてより詳細な実態を学期ごとに把握し、関係局、スクールソーシャルワーカーなどと連携し、児童生徒たちの安心で安全な生活を守られるよう対応の強化を図ります。
- ・解決困難と思われる事案に対しては、早期の段階から学校問題解決支援チームが相談に応じ、必要に応じてチーム員を派遣するとともに、市長事務部局や児童相談所・警察等の関係機関との積極的な連携を行うなど、状況に応じた指導及び助言による支援に加え、法的な対応が必要な場合は弁護士との相談等を行います。
- ・生徒指導上困難な状況にある小学校で、県費による生徒指導担当者が配置されていない学校に対しては、引き続き本市独自の会計年度任用職員を配置し、生徒指導体制を構築するとともに、事案への早期対応による解決、人権課題解消に向けた学力向上推進体制等を図ります。

ア いじめ防止等への対応

- ・「未然防止」「早期発見」「早期対応」を基本とし、いじめ防止対策推進法に基づくいじめ認知に向けた組織的・計画的な取組みを進めることで、子供たちが安全で安心な学校園生活を送られるように努めます。
- ・特に小学校、中でも低学年におけるいじめ認知については更に感度を上げ、早期に組織的な初期対応を行う体制づくりを目指すため、指導主事が各校に研修に出向いたり、小学校生徒指導担当者会の回数を更に増やしたりすることで、学校現場の対応力の向上を図ります。

- ・「西宮市いじめ防止基本方針」に基づき、「早期解決」に向け学校を支援するとともに、教育委員会内に設置している「いじめ相談ダイヤル」を相談窓口にも、関係機関や専門家からの支援も含め、学校との連携を密にした取り組みを継続します。

イ 不登校児童生徒への支援及び未然防止の取組み

- ・不登校は、多様な要因や背景によって、誰にでも起こり得るものと認識し、児童生徒自らが将来の夢や進路を主体的に捉えることができるように支援することが重要です。そのために、各校において位置づけられた不登校対応の窓口となる担当者を中心とした不登校対策チームが組織的に支援を行うことで、児童生徒一人一人の社会的自立を支えていきます。
- ・教育委員会では、令和元年度に行政関係機関がそれぞれの役割から支援方策を考える「不登校対策庁内検討委員会」、令和2年度には学校・保護者・地域それぞれの役割から不登校支援について考える「不登校対策連絡協議会」を設置しており、更なる支援の可能性等を協議していきます。
- ・教育支援センター「あすなろ」については、複数の施設における対面による支援とオンラインによる支援を継続し、不登校児童生徒とのつながりを広げるとともに、こども未来センターとの連携による充実した支援となるよう努めます。
- ・フリースクール等との情報交換会の開催や視察、校内サポートルーム設置への助言や一人で悩みを抱え込まないよう、保護者への支援も含め引き続き取組みを進めます。
- ・校内サポートルームの運営の補助については、居場所サポーターの派遣人数を増員し、支援の充実を図ります。
- ・不登校児童生徒の学びの場の選択肢を広げるとともに、すべての子供たちが安心して学べる学校づくりのモデルとなるよう、「学びの多様化学校」の設置に向けた検討を進めていきます。
- ・本市の不登校児童生徒数は、令和3年度以降、3年連続で1,000人を超えており、本市は、中学校の不登校率は全国と比べて高い状況にあり、小学校も長期欠席全体で捉えれば全国よりも高くなっていることから、支援とともに未然防止の取り組みも重要となります。「今の子供たちが学校に合わなくなってきた」という捉えよりも、「今の学校が子供たちに合わなくなってきたのではないか」という視点を持ち、子供たちが通いたくなる魅力ある学校づくりを進めることが大切です。教職員の子供たちへの関わり方や信頼関係づくりはもちろんのこと、子供たち同士がつながり、居場所があると実感できることや、自身の個性や能力を十分に発揮できる学校の環境づくりが必要です。不登校の未然防止に向け、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙の回答結果などを活用し、不登校につながる原因分析を進めていくとともに、教育活動全体を通した生徒指導の展開を推進します。

ウ 補導活動と生徒指導等の連携

- ・非行化防止に向けた取組みである青少年補導活動と生徒指導、学校問題解決支援等が緊密な連携体制を構築することにより、情報の一元化を図ります。この体制により迅速な緊急対応など、学校現場への更なる支援を可能とします。

エ 学校給食のアレルギー対応

- ・「学校給食献立作成・アレルゲン管理システム」を活用することで、誤食の未然防止に努めています。一方で、保護者の認識誤りや教職員の確認漏れにより誤配等が発生しています。
- ・令和6年度は食物アレルギーを有する児童生徒が他の児童生徒と同じように給食を楽しめる

機会を増やす取組みとして、牛乳と小麦を使用しない米粉カレーライスの提供を開始しました。

- ・令和7年度は引き続き除去食対応の課題に取り組みながら、主な食物アレルギーの原因となる食材を使用しない献立を研究し、食物アレルギーを有する児童生徒の食べる機会を増やす取組みを進めます。また、システムの安定的な運用を図り、教職員への啓発や研修を実施することで事故防止に努めてまいります。

⑥ 心や体の育ちを支える教育活動の充実

【基本的な方向性】

- ・道徳教育や人権教育を中心として、自分の可能性に気づき、自他の大切さを認め、他者とともにによりよく生きようとする豊かな心をはぐくむとともに、体験活動や運動や文化芸術に親しむ機会を提供し、心と体の育ちを支えます。

【現状と課題】

- ・人権教育は、これまで西宮が大切にしてきたことが、今後も継承されるよう進めていくことが大切です。特に人権学習においては、教科・領域の特質を踏まえたうえで主体的・対話的な学びの中で、正しい知識、人権感覚が身につけられるような授業づくりが必要になります。
- ・全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果では、小学校では全国平均より下回る項目が多く、低学年からの体力・運動能力向上に向けた取組みが求められます。
- ・キャリア教育では、キャリア・パスポートの活用だけでなく、キャリアノートも効果的に活用し、子供たちの育ちをつないでいくことも必要です。

【取組内容】

- ・令和6年度は、全教育活動の中で道徳教育や人権教育に取り組むとともに、自然学校や環境学習、トライやる・ウィークなどの体験活動を実施することで、学びと生活を結び付ける取組を進めてきました。また、国際交流、地域の方々との交流や福祉体験、優れた芸術作品や音楽の鑑賞、トップアスリートとの出会いや様々な運動に取り組む機会等を提供し、子供たちの異文化や文化芸術、スポーツへの関心を高めるだけではなく、キャリア形成にも資する教育活動となるよう進めてきました。
- ・令和7年度も引き続き様々な教育活動や日々の学習と子供たち自身のくらしにつながりをもたせ、子供たちが生涯にわたって豊かな生活を送ることができるように、正しい理解や様々な気づきを促す取組を推進します。また、時代の変化に合わせた人権学習となるよう「西宮市人権教育共通教材指導系統表」を改訂し、子供たちに正しい知識と人権感覚をはぐくむように取組を進めます。

⑦ 部活動の地域移行

【基本的な方向性】

- ・中学校における部活動については、国が示した中学校における部活動の段階的な地域移行の方向性を踏まえ、
 - 子供から大人まで希望する誰もが生涯にわたり、スポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保し、文教住宅都市にふさわしい環境を整備すること
 - 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という認識の下、スポーツ活動や文化芸術活動を継承・発展させ、学校部活動にはなかった多様な活動や様々な世代との豊かな交流、学校部活動に入りにくかった生徒も参加しやすい活動の充実などの新しい価値が創出されるよう環境を整えること

○中学校の生徒のみならず地域住民を対象とした地域スポーツ・文化芸術活動全体を振興する契機とし、他の世代にとっても気軽にスポーツ・文化芸術活動に親しみ、生涯を通じた運動習慣作りや文化芸術等の愛好が促進されることなど、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備を図り、西宮市のスポーツ・文化芸術活動の充実を図ること

を目指して進めていきます。

- ・令和8年夏には円滑に地域での活動が本格実施を迎えられるよう、教育委員会と市長部局が連携し、子供から大人まで希望する誰もが参加できる、文教住宅都市にふさわしい持続可能な環境づくりを目指して取り組んでまいります。

【現状と課題】

- ・少子化が進展する中、中学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にあります。
- ・生徒数減少による教職員定数の減少や学校の働き方改革が進む中、専門性や意思に関わらず教職員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することも一層厳しくなっており、中学校の生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するためには、持続可能な活動環境の整備が求められています。

【取組内容】

- ・本市では、令和5年度に西宮市部活動地域移行推進協議会を立ち上げ、市内の中学生にとって望ましいスポーツ・文化芸術活動環境の整備に向けて検討を進めてきました。
- ・令和6年度は、新たな地域クラブ活動の基本方針を定めるとともに、西宮での活動を楽しめるようにとの思いから「プレイにしのみや（プレミヤ）」と愛称をつけ、策定した基本方針に基づき令和7年度から先行実施する活動団体の募集を行いました。
- ・市の広報誌やHPでの周知、関係団体への説明、関係機関におけるポスターの掲示、各学校における保護者説明会での説明などを行ってきました。また、小学校4から6年生の児童及び保護者に対して、中学生になった際に参加を希望する活動などについてアンケート調査を行いました。
- ・令和7年度は、部活動の地域移行を一部で先行実施するとともに、登録団体を増やしながら円滑な移行に向けた準備を着実に進めていきます。
- ・部活動の地域移行を進める上では、活動団体が体育館や武道場、校庭などを使用できることが不可欠であり、そうした環境が実現できるように、必要な整理を進めてまいります。
- ・高等学校段階においては、「西宮市立高等学校部活動方針」に基づき、持続可能で望ましい部活動の推進に努めます。

⑧ 教職員の力量向上と勤務時間の適正化

ア 研究・研修

【基本的な方向性】

- ・社会の大きな変化が生じている中で、教職員は常に学び続けていくことが必要です。教職員の新たな学びの姿として、主体的な学び、個別最適な学び、協働的な学びが求められており、研修履歴を活用した対話に基づく受講奨励のもと、教職員の学びの姿が子供たちの学びの姿の相似形になる「研修観の転換」を進めます。
- ・児童生徒の学びを育むためにも、校内研究を充実させ学校教育目標や課題に迫る授業研究を推進します。

【現状と課題】

- ・教職員自らが問いを立て、実践を積み重ね、振り返り、次につなげる探究的な学びができる研

修を進めていきます。

- ・研究推進サポート事業「みがき」では、3年間にわたる「研究指定校」の他に、「外国語教育の充実推進モデル校」・「ICT活用推進モデル校」などを含め、各校の研究を支援しています。

【取組内容】

- ・令和6年度はICT機器を活用しながら、協働的な学びができる研修を進めました。また、研究推進サポート事業「みがき」では35校園が研究指定を受け、研究グループでは新たに「国語」「算数・数学」を設置し、教職員の専門性に応じた研究に取り組み、その成果を報告会で発表しました。
- ・令和7年度は主体的に参加することができる「参加型」の研修を実施すると同時に、リフレクションの場を設定する等、個別最適な学びができる研修を行います。また、校内研究への継続した支援や、研究グループによるワンポイント講座の充実など、教職員の研究・研修を更に充実させていきます。

イ 働き方改革

【基本的な方向性】

- ・勤務時間の適正化については、教職員の健康及び福祉の確保を図り、子供と向き合うための時間を十分確保し、持続可能で効果的な教育活動を行うため、教職員の負担軽減に継続して取り組みます。
- ・働き方改革を着実に進め、月80時間を超える時間外勤務を行う教職員の数をゼロとすることを目指します。

【現状と課題】

- ・これまでの取組により、超過勤務時間の削減は進んでいますが、令和5年度において、小学校では、約0.8%、中学校では、約13%の教職員が1月あたり80時間を超える超過勤務を行っています。教職員を取り巻く状況が、いじめ問題や特別な教育支援が必要な子供の急増、子供たちに関わる保護者や地域からの要望等、複雑かつ多様化しています。

【取組内容】

- ・令和6年度は、記録簿のシステムによって管理・保存を行い、紙保存と押印を廃止したほか、学校園閉鎖日拡大（3日）を試行実施しました。
- ・令和7年度は、保護者や市民への取組に対する理解を促進し、校務支援システム・文書連絡システムに加え、本市DX推進指針に則り、紙の出勤簿等をシステム化し事務処理の効率化を図る服務管理システムなどの導入に着手し、更なる教職員の負担軽減に継続して取り組みます。

⑨ 計画的・効率的な学校施設の整備

【基本的な方向性】

- ・学校施設の整備については、老朽校舎の解消とあわせて良好な教育環境の整備・改善を優先課題として位置付け、対応すべき優先度の高い学校から計画的に、校舎の改修・改築による教育環境の改善に取り組んでいます。
- ・学校施設は、教育施設としての大きな役割に加え、災害時における避難所等の防災機能、地域コミュニティの形成等、多様かつ重要な役割を担う地域の拠点施設であることから、学校施設の良好な環境を保全し、これまで以上に適切に維持・管理していくため、令和3年11月、全ての義務教育諸学校を都市計画学校として位置付けました。今後は都市計画税を活用し、計画的かつ継続的に学校施設の改修・改築事業を推進します。
- ・市全体の公共施設マネジメントの観点から維持管理コストを縮減するため、令和元年10月、

「西宮市学校施設の有効活用基本方針」を策定しました。今後、児童生徒数の減少に伴って学級数が減少する学校においては、この方針に基づき、転用可能な教室を他の公共施設に有効活用していくとともに、施設管理上の工夫により、学校教育活動を行う時間帯以外での利活用を図る取組についても推進していきます。

【現状と課題】

- ・ 今後は更に学校施設の老朽化が進み、整備需要が増大することから、安全性を確保しつつ財政負担の平準化と軽減を図ることを目的とした「西宮市学校施設長寿命化計画」（令和7年3月改定）に基づき、外壁改修、屋上防水、設備機器の更新など、予防保全型の改修を進めるとともに、老朽トイレの環境改善及び洋式便器化率の更なる向上に努めます。

【取組内容】

- ・ 令和6年度は、安井小学校教育環境整備事業を完了させるとともに、建築資材や人件費の高騰に伴い「西宮市学校施設長寿命化計画」を改定しました。また、老朽トイレの環境改善については、全面改修と並行して、築30年以上のトイレを中心に部位改修にも取り組んできました。
- ・ 令和7年度は、瓦木中学校において既存校舎を改修後、引き続き外構工事に着手するとともに、令和9年度にかけて大社中学校の改築に向けた基本設計・実施設計にも取り組みます。また、地球温暖化防止のための省エネルギー対策として教室等の照明設備LED化を進めます。
- ・ 教育活動における熱中症対策や、避難所としての防災機能強化、地域スポーツの利用促進に資するべく推進してきた学校体育館への空調整備については、令和7年度をもって全学校への整備を完了しますが、老朽トイレの解消及び洋式便器化については、更なる環境改善を目指して引き続き推進していきます。

（3）青少年育成

① 青少年健全育成体制の充実

【基本的な方向性】

- ・ 青少年関係団体に対して適切な活動支援を行うことで、青少年に魅力的で多彩な地域活動の機会と場を提供して青少年の社会参加を促すとともに、学校・家庭・地域社会の連携を深めて地域コミュニティの活性化を図り、地域における青少年健全育成活動の促進を図ります。

【現状と課題】

- ・ 青少年の健全育成及び非行化防止に向けては、社会環境の変化や課題に応じて、学校・家庭・地域及び関係機関がそれぞれの立場で積極的に青少年に関わり、相互に連携・協力して取り組んでいくことが強く求められています。

【取組内容】

- ・ 令和6年度は、青少年関係団体の活動補助を行うとともに、各団体を訪問しそれぞれの状況や課題等について把握しながら、情報提供や助言等の支援を行いました。
- ・ 令和7年度も引き続き、各団体が地域の方々と協力しあって、持続的な活動ができるよう情報提供等の支援に努めます。また、青少年の健全育成及び非行化防止に向けて学校・家庭・地域及び関係機関と相互の連携を図り、青少年を取り巻く環境浄化活動の推進に努めます。

② 家庭・地域の教育力の向上

【基本的な方向性】

- ・ これからの変化の激しい社会を生きる子供たちのために、社会総がかりで子供たちへの教育に携わることが重要です。
- ・ 子供たちが社会の一員であるという自覚を持ち、これから社会で自己実現できるような力を育

成するためには、児童生徒自らが学校で学習している内容が社会生活と密接に関わっていることを理解する必要があります。

- ・保護者や地域住民も教育の当事者となり、目指す子供像や家庭や地域の中での学びについて話し合い、目標・ビジョンを共有し、持続可能な形で、保護者や地域の意見を学校運営に反映することができるしくみであるコミュニティ・スクールの効果的な運営を支援します。

【現状と課題】

- ・コミュニティ・スクールの課題として、地域特性や導入年度の違いにより、学校間に取り組む方向性の違いや取組の温度差があることや広報の充実、次の世代への継承が考えられます。

【取組内容】

- ・令和6年度は、学校運営協議会の状況等について把握しながら学校訪問や助言等の支援を行いました。また、家庭教育の支援については、生きる力と社会性のある子どもたちを育成できる教育力を持った家庭を育むため、子供の特性や保護者のメンタルヘルスに関する講演会を実施しました。
- ・令和7年度も引き続き、各校のコミュニティ・スクールが効果的・継続的にその機能を発揮できるよう伴走支援に努め、世代に合わせた講座を、オンラインの活用や広報の方法を工夫しながら実施し、保護者に対する多様な学習の機会や情報提供に努めます。

③ 留守家庭・放課後等の児童育成

【基本的な方向性】

- ・地域の方々の参画を得て「放課後子供教室事業」を推進し、週末等に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子供たちが地域の中で、心豊かで健やかにはぐくまれる環境づくりに努めます。
- ・「放課後キッズルーム事業」では、放課後等に学校施設等を活用し、子供たちに遊び場や学びの場を提供しています。全ての子供たちに自由で自主的な居場所を提供できるよう、引き続き事業の拡充に努めます。

【現状と課題】

- ・「放課後子供教室事業」では、各地区青少年愛護協議会が核となり、各種体験教室や交流イベントなど、地域の状況に応じて特色を生かした活動が行われていますが、地区によって実施内容や回数に違いがあることや人手不足などの課題が生じています。
- ・「放課後キッズルーム事業」については、未実施の学校があり、また実施はしているが常設の居場所になっていない学校があることなどが課題です。

新たに実施する際は、市職員であるコーディネーターと地域の見守りサポーターによるきめ細かな見守りを行える「直営型」を導入の基本としています。コーディネーターは、放課後までは学校支援をしており、様々な子供たちと接する中で得た知識や経験を放課後の活動に活かします。また、地域の方々に協力いただくことにより、地域で子供を育てることにもつながっています。

- ・留守家庭児童育成センターの待機児童が問題となっていますが、多くの待機児童が発生する見込みがある学校については、「委託型」の導入を検討することとしています。この「委託型」は、本来の事業趣旨に加え、実施時間を留守家庭児童育成センターに近づけており、待機児童対策にもつながるよう実施しています。

【取組内容】

- ・令和6年度の「放課後子供教室事業」では、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子供たちに勉強や

スポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供しました。

- ・令和7年度の「放課後子供教室事業」でも、引き続き子供たちの居場所づくりを通した様々な活動機会の提供に努めます。
- ・「放課後キッズルーム事業」について、令和6年度は、新たに委託型を1校で実施するとともに、活動場所が屋内のみであった直営型の2校について、運動場でも活動できるようにするなど、事業内容の拡充を行いました。
- ・令和7年度は、新たに委託型を2校で実施するとともに、現在不定期で実施している直営型の1校について、コーディネーターを配置し常設的に実施します。

3 おわりに

本市では、市長、教育長及び教育委員で構成する総合教育会議で協議を行い、令和3年3月に改定した「西宮市教育大綱」を、未来の主役である子供たちが、たくましさ、優しさ、豊かな感性を身につけ、健やかに成長するための教育・子供施策の礎と位置付けています。今後とも教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しながら、教育施策に関する予算の編成・執行や条例提案等の重要な権限を持つ市長と、教育行政の執行機関である教育委員会が十分な意思疎通を図り、本市の教育課題やあるべき姿を共有して、市民の意思を的確に反映した教育行政を推進します。

令和7年度（2025年度）西宮市施政方針（抜粋）

＜はじめに＞

今年は阪神・淡路大震災の発生から30年という節目の年になりました。改めて震災の教訓を胸に刻み、地域の皆様とともに災害に強いまちを作っていく、そうした決意を新たにします。

そして4月にはいよいよ、市制施行100周年という、本市にとって大変大きな節目を迎えます。明治維新以降の近代化が急速に進み、酒造業や鉄道も大きく発展する中、本市は1925年（大正14年）に市制をスタートしました。それまでに市制へと移行していたのは、県都や城下町、商都ばかりでしたが、そうではない、民が主体的な存在という特徴を持つ西宮市が市制へと移行したことは、本市が地方自治における新たな時代のさきがけとして位置づけられる、と言えるのではないのでしょうか。

市制施行以来、大正から令和まで4つの時代を歩み、今、節目の年を迎えるわけですが、今年は記念式典を皮切りに、まちなかでも「西宮市制100周年記念」の冠がついた様々なイベントや事業が実施されることとなります。これらの事業をしっかりと支援し、積極的な情報発信を行うことで、市民の皆様とともに記念すべき年をお祝いできるよう、より一層の機運醸成を図ってまいります。

＜市の将来像について＞

本市の目指すべき姿は、文教住宅都市宣言の一節にある「憩いと安住の地」であり、この目指す姿を市民の皆様と共有し、維持し高めていくことが私の使命であると考えています。

そのためにも、市民生活を支えるソフト事業は今の水準を維持しながら、状況に応じて、適切な見直しによって持続可能性を高めるとともに、良好な住環境の保全と向上、公共施設やインフラ整備など、ハードへの投資も厳選しながらバランスよく行うことで、文教住宅都市としての価値を保ち、選ばれ、住み続けていただく、そしてこのまちに住むことで誇りと憩いを感じていただける、そういったまちであり続けることを目指して、全力で取り組んでまいります。

＜財政構造改善の取組＞

現在本市では、社会保障関係経費や人件費など行政コストの増加が、税収等による市の収入の伸びを上回る厳しい財政状況が続いており、市の最優先課題として、令和6年度より財政構造改善に取り組んでおります。

持続可能な市政運営を行うためには、一時的な財政対策だけでなく、財政構造そのものを変えていく必要があります。先頃策定しました「西宮市財政構造改善実施計画」において、具体的な取組項目やその効果額、取組のスケジュール等をお示ししたところですが、財政収支の均衡を図り、持続可能な市政運営を実現できるよう、一つひとつの取組を着実に積み重ねてまいります。

Ⅱ 子供・教育

全国的に少子化が進む中、文教住宅都市を標榜する本市にとって、子供・教育に関する施策は最も重要な政策分野であると考えております。各施策を効率的、効果的に進めるとともに、多様化・高度化する支援ニーズへの対応に向けては、福祉・教育・保健医療の各部門が連携するなど、より充実し

た体制で取り組んでまいります。

市制施行100周年の節目に当たり、ここから未来への一步を踏み出す上で、私たちには、次世代を担う子供たちへより良いまちを引き継ぐ責任があると考えています。この思いを形にすべく、全ての子供たちが健やかに育つように、また安心して子育てができる環境づくりに向けて、社会全体で子供・子育てを支えていく機運を醸成し、子供たちの声を踏まえたまちづくりを進めていくための基盤となる「(仮称) 宮っ子つながり支える条例」の制定に向けた取組を、着実に進めてまいります。

この条例において、社会全体で子供・子育てを支えるという理念を示すとともに、子供一人ひとりの人格を尊重するスタンスのもとで、子供自身の気持ちに寄り添い育ちを支えるための機関設置を盛り込み、市として子供の人権を守る体制を強化していくことを目指してまいります。

「西宮市幼児教育・保育のあり方」に基づく取組につきましては、令和6年11月にアクションプラン[Part 3]が完成し、市内全域の公立幼稚園と公立保育所の再編計画等の策定が完了いたしました。今後は浜脇こども園の開園を起点にアクションプランを着実に推進するとともに、令和7年4月に設置する「幼児教育・保育センター」を中心に、公立、私立、幼稚園、保育所の枠を超えて連携・協力し、本市の幼児教育・保育の質の向上を図り、就学前から就学後につながる切れ目のない一貫した子供の教育・保育の実現を目指してまいります。

本市におきましては、保育ニーズは依然として増加を続けております。今後の少子化も見据えながら、既存施設の有効活用などにより、引き続き待機児童の解消に向けて取り組んでまいります。また、誰一人取り残さないための取組として、特別支援教育・保育補助事業の拡充により、支援や配慮が必要な子供たちの受入体制についても整備を進めてまいります。

児童福祉法及び母子保健法の改正を踏まえ、令和7年度より新たに「こども家庭センター」を設置し、児童福祉と母子保健の両面から、全ての妊産婦、子育て世帯、子供に対し、一体的に相談・支援を行う体制を整えます。

また、子育て世帯の負担軽減を図るため、令和7年7月より乳幼児等・こども医療費助成制度を拡充し、1歳から高校生世代までの入院に係る医療費を無償化いたします。通院に係る医療費の無償化についても、実現に向けて、財政状況の改善などに努めてまいります。

幼児期において、言語の理解能力や社会性が高まり、発達の課題が認知されやすくなる5歳の時期は、保健、医療、福祉による対応の有無がその後の成長や発達に大きく影響を及ぼします。このことから、5歳児を対象に発達の目安を示したリーフレットを送付するとともに、不安がある方に対しては、保健福祉センターにおいて、一人ひとりの特性に合わせた支援につなげるための発達相談支援を開始します。また、併せて就学後も切れ目なく適切な支援が継続できるよう、教育委員会との効果的な情報共有について検討してまいります。

留守家庭児童育成センターのニーズは、保育ニーズと同様に年々増加傾向にあり、待機児童の解消が大きな課題となっております。待機児童の発生が見込まれる施設においては、学校施設や近隣の公共施設を活用するなどの取組により、受入枠の拡大を図ってまいります。

また、放課後キッズルーム事業については、全ての児童に自由で安心できる居場所を提供できるよう、引き続き事業の拡充に努めるとともに、留守家庭児童育成センターとの連携を進めることにより、効果的な放課後施策の推進を図ってまいります。

令和7年度の新たな取組として、家庭や学校以外に居場所が必要な子供を受け入れ、個々に応じた支援を包括的に提供する児童育成支援拠点事業や、ひとり親家庭の養育費確保のための強制執行申立てに係る費用補助を開始し、支援が必要なご家庭に対する取組について、更なる充実を図ります。

本市の不登校児童生徒数は、令和3年度以降、3年連続で1,000人を超えており、小学校、中学校ともに全国平均よりも発生率が高くなっています。不登校は、様々な要因によって誰にでも起こり得るもので、これにより継続的な学びの機会が失われることは、子供の将来に非常に大きな影響を及ぼすものであることから、本市としても取組が必要です。そこで、校内サポートルームの設置など、不登校児童生徒の多様な学びの場の充実を進めてまいります。さらに、選択肢を広げるとともに、すべての子供たちが安心して学べる学校づくりのモデルとなるよう、「学びの多様化学校」の設置に向けた検討を進めてまいります。

また、そもそも子供たちにとって、学校に自分の居場所があると実感でき、学校が自身の個性や能力を十分に発揮できるような場所になることが大切であり、そのために誰一人取り残さない授業づくりや、児童生徒理解を基盤とした生徒指導などの取組を展開してまいります。

特別な支援や医療的ケアを要する子供の数は増加しており、個々の教育的ニーズも複雑化・多様化しております。これらの状況を踏まえ、引き続き早期からの一貫した適切な支援体制の構築を図り、学校における合理的配慮を行うための基礎的環境整備に取り組むとともに、多くの教職員が実践的な指導力の向上を図るための研修を実施することで、誰もが共に学べる環境づくりを進めてまいります。

学校における部活動については、国が示した中学校における部活動の段階的な地域移行の方向性を踏まえ、子供たちが将来にわたってスポーツや文化芸術に親しむことができる機会を確保する必要があります。本市では西宮での活動を楽しめるようにとの思いから「プレイにしのみや(プレミヤ)」と愛称をつけ、策定した基本方針に基づき活動団体の募集を行っています。令和7年度では部活動の地域移行を一部で先行実施し、登録団体を増やしながら、令和8年夏には円滑に本格実施を迎えられるよう、教育委員会と市長部局が連携し、子供から大人まで希望する誰もが参加できる、文教住宅都市にふさわしい持続可能な環境づくりを目指して取り組んでまいります。また、部活動の地域移行を進める上では、活動団体が体育館や武道場、校庭などを使用できることが不可欠であり、そうした環境が実現できるように、必要な整理を進めてまいります。

教員の負担軽減については、教育の質を確保する上でも重要であるため、定時退勤を促す取組を進めるとともに、新たに事務処理の効率化を図るサービス管理システムの導入に着手するなどDXを推進し、校務改善に取り組めます。また、教育委員会からスタッフを学校に派遣し、学校だけでは解決が困難な課題の解決支援にも、継続して取り組んでまいります。

学校施設については、「西宮市学校施設長寿命化計画」に基づき、効率的かつ効果的な建替・改修を推進しながら、今後の人口減少を見据えた中長期的な視点で、学校の適正規模や適正配置について検討を行うための、基本的な考え方の整理を進めます。

これまで継続して取り組んできた学校体育館の空調整備につきましては、令和7年度に完了する見込みであり、老朽トイレの環境改善及び洋式便器化についても、引き続き取り組んでまいります。

■インクルーシブ教育システム構築事業

インクルーシブ教育とは、自立と社会参加を見据え、障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習を積極的に推進し、誰もが共に学ぶ仕組みのことである。

本事業では、介助支援員、保育支援員、特別支援教育支援員、看護師の配置など障害の状態に応じた専門性のある支援体制を構築するなど、合理的配慮の基礎となる環境整備を進める。

・令和7年度：医療的ケア児の増加に対応するため指導的看護師を配置

<当初予算額>

R7 491,944 千円

R6 469,100 千円

■西宮支援学校通学体制・校内支援体制整備事業

医療的ケア児支援法が令和3年9月に施行され、地方公共団体は医療的ケアが必要な児童に対し、適切な支援を行う責務を有することとなった。

本事業では、西宮支援学校の児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応するため、通学体制の確保及び支援体制の整備を行う。

【債務負担行為額 R8-R10 251,460千円】

<当初予算額>

R7 172,650 千円

R6 179,349 千円

■学校施設の長寿命化改修事業

本市の学校施設の多くが築30年以上を経過している。「西宮市学校施設長寿命化計画」に基づき、効率的・効果的な予防保全による長寿命化を推進し、より良い教育環境を確保するとともに、予算の平準化とトータルコストの削減を図る。

本事業では、同計画に基づき、教育環境の改善と機能の向上を目的とした、外壁改修、屋上防水、空調設備改修、トイレ改修等を行う。

【債務負担行為額 R8-R10 147,660千円】

<当初予算額>

R7 5,270,225 千円

R6 4,128,452 千円

■学校施設のトイレ環境改善事業

本市では「西宮市学校施設長寿命化計画」に基づく長寿命化改修工事に合わせてトイレの全面改修を進めているが、同計画による改修だけでは、課題の早期解消が難しい。

本事業では、今後15年程度改修計画のない築30年以上のトイレを中心に部分改修及び洋式便器化を並行して行い、環境改善を推進する。

・令和7年度：トイレ部分改修・洋式便器化

<当初予算額>

R7 168,070 千円

R6 156,150 千円

■学校体育館環境改善事業

熱中症対策など教育環境の改善、避難所としての防災機能強化、地域スポーツの利用促進を目的に、全ての市立学校体育館に空調設備を整備する。中学校体育館への整備については令和2年度末に完了し、令和4年度より小学校・高等学校体育館への整備を進めている。

・令和7年度：小学校11校・高等学校1校【全学校に整備完了】

<当初予算額>

R7 502,775 千円

R6 519,546 千円

■瓦木中学校教育環境整備事業

昭和30年代に校舎が建築された瓦木中学校は、施設の老朽化が進むとともに、教室不足やバリアフリー化が十分でないなど課題が多く、優先的に整備すべき学校と位置付けている。

本事業では、同校の老朽校舎の解消と良好な教育環境を整備するため、校舎の増改築及び大規模改修を行う。令和4年度から校舎改築等工事に着手し、令和6年12月に新校舎が完成した。

・令和7年度：既存校舎改修工事、外構工事、仮設校舎解体工事

【債務負担行為額 R8 2,000千円】

<当初予算額>

R7 1,198,455 千円

R6 2,053,644 千円

■大社中学校教育環境整備事業

市内で唯一、昭和20年代に建築された校舎がある大社中学校は、施設の老朽化が進んでおり、優先的に整備すべき学校と位置付けている。

本事業では、同校の老朽校舎の解消と良好な教育環境を整備するため、校舎の増改築等を行う。

・令和7年度：基本計画策定、基本設計実施設計着手

【債務負担行為額 R8 13,220千円、R8-R9 269,924千円】

<当初予算額>

R7 21,493 千円

R6 57,299 千円

■学校施設管理効率化事業

本市には築50年以上の学校施設が数多くあり、老朽化が進行しているため、事故発生件数や学校からの修繕要望件数が増えている。そのため、学校施設の保守管理や修繕等、維持管理に関する業務負担が大きくなっている。

一方、バリアフリー化やトイレ等の環境改善も遅れており、長寿化改修や改築等による対応が急務となっている。

本事業では、修繕、保守点検、清掃等、学校施設の維持管理に関する業務を包括的に外部委託することで、民間事業者のノウハウを活用した効率化と管理品質の向上を図るとともに、今後、増加する学校施設の改築や改修等に対応するためのマンパワーを確保する。

<当初予算額>

R7 815,089 千円

R6 —

■給食施設設備整備事業

本市では、学校給食法に基づき、児童生徒の心身の健全な発達に資することを目的として、市立小・中・義務教育・特別支援学校において、全校自校調理方式による完全給食を実施している。

本事業では、老朽化した回転釜など給食用備品の更新や、空調整備など給食施設の設備改修等を年次的に進める。

<当初予算額>

R7 157,802 千円

R6 154,559 千円

■放課後キッズルーム事業

子供たちを取り巻く環境に様々な課題が生じている現在、安心して主体的に活動できる遊びの場や学びの場を提供することによって、放課後における子供たちの健やかな成長を支える環境づくりが必要となっている。

本事業は、放課後の小学校の運動場や教室等を活用し、自由で主体的な遊びや学習を通して子供の育ちを支援する。地域の方々とともにきめ細やかな見守りを行う「直営型」に加え、令和元年度からは留守家庭児童育成センターの待機児童対策にもつながるよう、実施時間を拡大するなどした「委託型」も実施している。

・令和7年度：新規2校区、計33校区で実施（うち直営型24、委託型9）

<当初予算額>

R7 287,758 千円

R6 248,593 千円

＜参考＞学校に関係が深い市長事務部局所管の事業等

■公立認定こども園整備等事業

令和5年3月に策定した「西宮市幼児教育・保育のあり方」に基づき、市内の公立園を再編する。再編にあたっては、公立幼稚園と公立保育所を統合し、公立認定こども園を設置する。また、本市の幼児教育・保育の質向上を図るため、中核的な拠点として「幼児教育・保育センター」を設置する。
・令和7年度：芦原むつみ保育所改修工事、幼児教育・保育センター整備設計、こども園の開園準備等

＜当初予算額＞

R7	53,778 千円
R6	81,180 千円

■特別支援教育・保育補助事業

幼稚園・保育施設において、障害など支援を必要とする子供が増加し続けている現状の中、小学校への円滑な接続が図られるよう、公私幼保、全ての就学前教育・保育施設における支援が必要な子供を市が把握し、支援を必要とする子供の受入環境を整備することが課題となっている。
そのため、現在は公立幼稚園・公私立保育施設で異なる方法で行われている支援が必要かどうかの判定を新たに私立幼稚園も含めて一本化し、併せて判定に係る事務を、令和7年度から新たに設置する幼児教育・保育センターに集約する。
また、全ての施設で支援を必要とする子供の受入環境を整備するため、私立幼稚園を加えて、市から特別支援教育・保育に必要な経費に対して補助を行う。

＜当初予算額＞

R7	357,110 千円
R6	247,940 千円

■留守家庭児童対策施設整備事業

共働き世帯の増加等により育成センターの利用ニーズは高まり続けており、待機児童の発生や高学年児童の受入れが課題となっている。
本事業では、待機児童の解消や小学4年生の受入れ、環境整備などを行うため、施設の整備、学校教室の改修等を実施する。
・令和7年度：北夙川育成センター（設計委託）、男女別トイレ改修（設計委託）

＜当初予算額＞

R7	59,925 千円
R6	506,122 千円

■児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図る。
・令和7年度：プロポーザル実施、1か所でモデル的に事業を開始

＜当初予算額＞

R7	12,988 千円
R6	—

コミュニティ・スクール
全体イメージ

西宮教育推進の理念 『夢はぐくむ教育のまち西宮』

地域ぐるみ
社会総がかり

学 校 運 営 協 議 会

(令和5年度に幼稚園を除く全市立学校で導入)

学校運営協議会で熟議されたことを
それぞれにフィードバックすることで、
より子供の育ちを意識した活動へ

子 供 の 願 い

保 護 者 の 願 い

地 域 の 願 い

地 域 課 題

参画・連携・協働

- 学校・家庭・地域の情報共有
- 教育に関する啓発・情報発信
- 子供の育ちに関する熟議
- 協働による取組みの実施

熟議

熟議

課題解消に向けた取組み
取組みの評価・成果の検証
新たな課題への取組み

学 校 評 価

学 校 課 題

地 域

地域の実情にあわせて、子供の育ち
を支える

- 青少年愛護協議会
- スポーツクラブ21
- 民生委員・児童委員
- 自治会
- 子ども会 など地域の諸団体

学 校

学校の実情にあわせて、特色のある
教育活動を行う

教育連携事業
(地域学校協働活動)

- 学習支援活動
 - ・ 授業等における教員の補助
 - ・ ゲストティーチャー等による子供の
学びの支援
 - ・ 部活動指導の補助 など
- 環境支援活動
 - ・ 学校図書館や花壇等の校内環境の整備
 - ・ 通学路における安全指導・見守り など

家庭(保護者)

意見
児童・生徒

依頼・支援・取組みの提案等

「教育連携事業」の委託

西宮市学校・家庭・地域の
連携協力推進協議会

情報共有
方針決定

西宮市・西宮市教育委員会

指導・助言・全体のコーディネート

夢はぐくむ教育のまち西宮-立志の里構想

連携推進プラン

- ◇校種間・家庭・地域連携事業
 - ・教育連携事業の推進（学校運営協議会等）
 - ・幼・保・認・小・中の連携推進
- ◇特別支援教育の推進
 - 校内支援体制の充実
 - ・校内委員会を中心とした校内支援体制の構築
 - ・特別支援教育コーディネーターの育成
 - ・各種支援員等の人的配置による校内支援体制の整備
 - こども未来センターとの連携
 - ・教育相談体制（医療・福祉と連携した相談）
 - ・西宮専門家チームの派遣、巡回相談
 - ・特別支援教育に関する研修
- ◇不登校児童生徒支援の充実
 - ・教育支援センター「あすなろ」による支援
 - ・こども未来センターとの連携
 - ・居場所サポーターの派遣
- ◇日本語指導が必要な児童生徒等の支援の充実
 - ・生活・学習相談員の配置
 - ・日本語教室の開設
- ◇家庭の教育力向上
 - ・「学びと育ちのナビゲーション」
- ◇学校評価の充実
 - ・「にしのみや 学校評価ガイドライン」
 - ・学校評価の公表と学校改善
- ◇近隣大学との連携
 - ・学校のニーズに応じた学生ボランティアの派遣
- ◇コミュニティ・スクールの推進

夢と志を語る西宮の子供

カリキュラム・マネジメントの推進プラン

- ◇研究推進サポート事業「みがき」
- ◇小中一貫教育推進事業（西宮型小中一貫教育の推進）
- ◇市立高等学校特色化推進事業（理数・科学教育、地域に学ぶ西宮学）

協働力を高める

教育課程を編成・実施する
 志を支える
 学校(学校力)
 資質・能力を育成する

教師力を高める

どのように社会・
世界と関わり、
よりよい人生を送るか

何を理解しているか
何ができるか

学びに向かう力、人間性等

理解している
こと・できること
をどう使うか

知識及び技能

思考力、判断力、表現力等

教育の情報化 GIGA スクール構想

- ・児童生徒用 ICT 端末の活用
- ・授業での ICT 活用の充実と深化
- ・デジタル教科書・タブレットなどの活用
- ・校務支援システム活用、クラウド環境による事務効率化
- ・ICT リテラシーの向上
- ・授業支援ツール、デジタルドリルの活用
- ・「こころん・サーモ」の実施
- ・ICT 指導員の配置

課題の発見と解決に向けて～主体的・対話的で深い学び～

健やかな体

- ◇児童生徒の体力向上の推進
 - ・みやつこすくすくプランリーフレット
 - ・みやつこすくすくプラン指導資料
- ◇健康教育の推進
 - ・保健関係研修事業等

確かな学力

- ◇学力向上検討会
 - ・学ぶ意欲・学力向上の検証
 - ・学習支援を充実するための研究
- ◇学力向上プロジェクト
 - ・リサーチからサポートへの転換
 - ・市が実施する学力調査の活用
 - ・学力調査結果説明会の実施

豊かな心

- ◇体験活動の充実
 - ・小学校体験活動事業
 - ・中学校体験学習事業
- ◇児童生徒理解の深化
 - ・生徒指導提要・西宮市いじめ防止基本方針等
- ◇家庭教育との連携
 - ・西宮市家庭教育振興市民会議「5つの実践目標」の実践

指導力向上プラン

- ◇専門性を高める授業力向上研修
 - ・学識経験者等による教科指導研修
 - ・年次研修等基礎的な指導技術等を高める研修
 - ・今日的な教育課題に関する研修
 - ・研究グループ研究員等を講師とした研修
 - ・企画研修
 - ・「にしのみや Teachers Club」の充実と活用等
- ◇総合的な人間力向上研修
 - ・コミュニケーション力育成研修、人権教育研修等
- ◇ICT 活用指導力向上研修
 - ・学校情報化推進事業に係る各種研修
 - ・タブレット活用スモールステップ表に基づく研修
 - ・ICT 活用研修、訪問研修
 - ・プログラミング教育研修
 - ・情報モラル、情報セキュリティ対策研修等
- ◇教科教育等に関する研修
 - ・理科教育研修、英語・外国語研修
 - ・社会科教育研修
 - ・特別の教科道徳研修等
- ◇ミドルリーダーの育成
 - ・西宮教育推進講座
 - ・中堅教諭等資質向上研修
- ◇若手教員教師力育成事業
 - ・若手教員等への巡回指導及び支援

強化・重点

- ◇基礎学力の向上
 - ・学びの指導員の配置
 - ICT を活用した授業の支援
 - 学習課題作成、学習指導補助等
- ◇外国語教育の充実
 - ・小学校外国語・外国語活動と中学校・高等学校英語の連携の深化
 - ・ALT 派遣事業
 - ・「みやつこ英検チャレンジ」
- ◇学校図書館教育の充実
 - ・学校司書の配置
 - ・学校図書館担当者会、学校司書研修会の開催

西宮教育の理念：“夢はぐくむ教育のまち西宮”のイメージ



虹に象徴される大きな夢に向かって、子供たちが社会という大海原へ、西宮から出航することをイメージしています。

夢はぐくむ教育のまち西宮

本市では、平成7年に発生した阪神・淡路大震災からの教育振興を目指し、「震災によって、子供たちが夢と希望を失うことなく、21世紀の担い手として、心豊かにたくましく育つよう、教え導くことこそ教育に携わる者の務めである。」という決意とともに、「西宮教育」の更なる飛躍と発展を目指し、平成8年に「西宮教育推進検討委員会」を設置しました。そこで、これからの時代に生きる子供たちに何が最も大切か、私たち大人とその社会が果たすべき教育的責任は何か、を考察し、これからの基本理念として、“夢はぐくむ教育のまち西宮”を教育の柱にかかげました。

夢を失わない限り、道は必ず開かれるという考えかたのもとに、子供たちには、震災を心の憂いとせず、困難をバネとして自らの人生をたくましく切り拓き、社会の有為な形成者として育ててほしいという願いが込められており、今日では、文教住宅都市西宮における、生涯学習のまちづくりをイメージした基本目標と位置付けています。

あるべき環境：志をはぐくみ、“志を支える立志の里”のイメージ



西宮のシンボリック的存在である甲山、夙川を背景に、子供たちを見守る温かいまなざしを市花の「さくら」としてイメージしています。

志を支える立志の里

平成19年度、大きく変化する社会に貢献する人材育成と人格形成に向けて、子供が、明確な目標をつかみ、“志を支える”環境”の中で、学びの自由と責任、そして、楽しさを体得し、友と高め合う喜びを一人一人が実感できるよう、「夢はぐくむ教育のまち西宮」を「立志の里」にしていきたいとしています。

変革の時代の今、このもとで、夢、意欲、挑戦を要素として“志”に焦点をあて、「志をはぐくむ教育」に取り組み、子供たちの自己実現を目指しています。